附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行後に製造され、又は輸入された乗車用ヘルメットに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の2．乗車用ヘルメットの項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応してそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高速道路経営管理室並びに企画官、道路企画調整官及び道路政策企画官）	（道路政策企画室及び高速道路経営管理室並びに企画官及び道路企画調整官）
第六十五条　総務課に、高速道路経営管理室並びに企画官、道路企画調整官及び道路政策企画官それぞれ一人を置く。	**第六十五条**　総務課に、道路政策企画室及び高速道路経営管理室並びに企画官及び道路企画調整官それぞれ一人を置く。
（削る）	2　道路政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2～5　（略）	一　道路局の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
	二　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に関する中長期的な計画の企画及び立案に関すること。
	三　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関すること。
3　道路政策企画室に、室長を置く。	3　道路政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
4～7　（略）	一　道路局の所掌事務に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案に関すること。
	二　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に関する中長期的な計画に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。
	三　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する特定事項に関すること。
	（道路交通安全対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官）
第七十一条　環境安全課に、道路交通安全対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ一人を置く。	（新設）
（削る）	（道路環境調査室及び道路交通安全対策室並びに道路空間活用推進官、地域道路調整官及び沿道環境専門官）
2・3　（略）	**第七十一条**　環境安全課に、道路環境調査室及び道路交通安全対策室並びに道路空間活用推進官、地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ一人を置く。
（削る）	2　道路環境調査室は、道路の環境対策に関する調査に関する事務をつかさどる。
4・5　（略）	3　道路環境調査室に、室長を置く。
（自転車活用推進官）	4・5　（略）
第七十二条の二　道路局に、自転車活用推進官一人を置く。	6　道路空間活用推進官は、命を受けて、環境安全課の所掌事務のうち、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行の確保、良好な景観の形成その他の道路空間の有効な活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。
2　自転車活用推進官は、命を受けて、参事官の職務を助ける。	7・8　（略）
	（新設）

附　則

この省令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。